

6 大阪地方裁判所 平成25年2月15日判決

平成25年2月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第17309号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月14日

判 決

大阪府

原 告 X

同訴訟代理人弁護士 山 崎 敏 彦

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

被 告 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

同代表者代表取締役 豊 泉 俊 郎

同訴訟代理人弁護士 鈴 木 信 一

同 松 富 し ほ 里

同 松 尾 政 治

主 文

1 被告は、原告に対し、6188万0724円及びこれに対する平成19年7月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用はこれを10分し、その4を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1億0319万2608円及びこれに対する平成19年7月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告大阪支店の従業員による金融商品の勧誘が適合性原則

及び説明義務に違反していたと主張して、被告に対し、不法行為（民法715条）に基づく損害賠償として、1億0319万2608円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨により認めることができること実）

- (1) 原告は、昭和32年 月生まれの独身女性である。
- (2) 被告は、内閣総理大臣の登録を受けて有価証券の売買等を行う金融商品取引業者である。

被告の前身会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月にモルガン・スタンレー証券株式会社のインベストメントバンキング業務を統合し、商号を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に変更した（以下、三菱UFJ証券株式会社をも「被告」という。）。

- (3) 原告の兄であり、父の跡を継いで B の長を務める（以下「A」という。）は、平成19年3月ころ、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）G 支店に対し、原告の資産運用について相談した。

- (4) 三菱東京UFJ銀行 G 支店は、A に対し、被告大阪支店大阪プライベートバンキング部を紹介した。
- (5) 原告及び A は、平成19年3月5日、三菱東京UFJ銀行 支店において、被告担当者である増田紀男（以下「増田」という。）及び岡浩二（以下「岡」という。）と面談した。

増田らは、その際、原告に対し、30年満期のユーロ円建・為替リンク債【期限前償還条項付・償還元本変動型】の購入の勧誘及び説明をした。

- (6) 原告は、平成19年3月6日、別紙1「ユーロ円建 為替リンク債 約定確認書【期限前償還条項付／償還元本変動型】」と題する書面（乙A5の3）記載の内容の債券（以下「本件為替リンク債」という。）を1億円で購入し

た。

- (7) 増田及び岡は、平成19年4月初旬ころ、Aに対し、被告大阪支店において、原告名義での取引として、ユーロ円建・他社株式転換特約付債券【期限前償還条項付・デジタル型】の購入の勧誘及び説明をした。
- (8) 原告は、平成19年4月12日、別紙2「ユーロ円建 他社株式転換特約付債 約定確認書【期限前償還条項付／デジタル型】」と題する書面（乙A 6の3）記載の内容の債券（以下「本件トヨタEB債」という。）を300万円で購入した。
- (9) 原告は、平成19年4月27日、別紙3「ユーロ円建 他社株式転換特約付債 約定確認書【期限前償還条項付／デジタル型】」と題する書面（乙A 7の4）記載の内容の債券（以下「本件石川島EB債」という。なお、石川島播磨重工業は、後にIHIに商号変更した。）を約3000万円で購入した。
- (10) 原告は、平成19年6月29日、別紙4「ユーロ円建 他社株式転換特約付債 約定確認書【期限前償還条項付／デジタル型】」と題する書面（乙A 8の3）記載の内容の債券（以下「本件三井金属EB債」といい、本件トヨタEB債及び本件石川島EB債と総称して「本件各EB債」という。なお、本件為替リンク債及び本件各EB債を総称して「本件各債券」という。）を3000万円で購入した。
- (11) 原告は、平成19年7月27日から平成22年4月27日にかけて、本件トヨタEB債について、別紙5のとおり、利息合計72万6000円を受領した。
- (12) 原告は、平成19年8月17日から平成22年5月17日にかけて、本件石川島EB債について、別紙5のとおり、利息合計72万6000円を受領した。
- (13) 原告は、平成19年9月25日から平成22年3月23日にかけて、本件

為替リンク債について、別紙5のとおり、利息合計508万円を受領した。

- (14) 原告は、平成19年10月22日から平成22年7月20日にかけて、本件三井金属EB債について、別紙5のとおり、利息合計76万2000円を受領した。
- (15) 原告は、平成22年4月28日、本件トヨタEB債について、トヨタ自動車株3900株及び端株分現金65万2401円を受領した。
- (16) 原告は、平成22年5月18日、本件石川島EB債について、IHI株6万3000株及び端株分現金15万6000円を受領した。
- (17) 原告は、平成22年7月21日、本件三井金属EB債について、三井金属株5万1000株及び端株分現金35万5602円を受領した。
- (18) 原告は、平成22年7月27日、IHI株6万3000株を913万2504円で売却した。
- (19) 原告は、平成22年7月27日、トヨタ自動車株3900株を1171万8973円で売却した。
- (20) 原告は、平成22年7月27日、三井金属株5万1000株を1139万7912円で売却した。
- (21) 原告は、平成22年9月7日、本件為替リンク債を5548万円で売却した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) A の関与の位置付け

ア 原告の主張

A が原告と被告との取引について一定の関与をしたことは事実であるが、A 自身、本件各債券についてよく分かっていなかった上に、A は、問題があれば指摘しようと思っていただけで、自ら責任をもって本件各債券についてチェックしていたわけではない。A は、原告と兄妹というに過ぎず、家計も全く別で同居さえもしておらず、原告の代理人ではなく、

何らの資格や権限を有していなかったのであるから、A が「自分が責任をもって本件各債券の購入を判断する」などというものでなかったことは明らかであり、A の関与は、被告の適合性原則違反及び説明義務違反の違法性に何ら影響を与えない。

イ 被告の主張

(ア) 本件各債券の購入は、原告が A を関与させて行ったものである。本件各債券の組成及び買付けに関して協議を行って条件設定の段階から主的に意向を述べて本件各債券の参考指標に関する投資判断を行い、これを原告名義口座において、原告の保有する金銭で購入することを実質上決定していたのは A である。原告は、自らの取引として本件各債券の購入を行うという意思を有しており、被告担当者から本件各債券に関する説明を受けて内容を理解して買付け意向を示していたが、本件各債券の組成及び買付けに関する投資判断については、本件各債券の組成段階から被告担当者と協議し、豊富な取引経験及び知識を有しているだけでなく、金融機関への届出印及び銀行口座の管理等原告の財産管理を委ねていた A の行動と投資判断を全面的に肯定し、その内容通りに取引を行っていたものである。

このような取引内容の決定過程からすれば、本件の実態として、原告は、自らの取引内容の決定を A に委ねていたに近い状態にあり、A が行った投資判断による投資結果について、これを甘受する意思を有していたと評価することができ、実質上、本件各債券の購入に関する A の立場は、代理的性質を強く帶びていたものと評価できる。

(イ) そもそも金融商品取引において名義人本人が自己の考えのみに従って投資判断を行わなければならないということではなく、近しい親族の考え方を聞き、それに沿って取引内容を決めることも、一般的にみられる常識的な投資手法であり、自己責任に基づく投資判断の 1 つの方法に外なら

ない。

(ウ) 取引名義人が親族に投資判断や能力の補充又は補完を求めている場合、上記投資手法を探っていると認められるには、一般的ないし概括的に、取引に関して親族の判断に依拠して行った場合の損益を甘受する意思があればよいと考えるべきである。

このような場合において、取引に関する適合性や説明義務の内容は、口座名義人が投資判断を任せた者についての事情が考慮されるべきである。実質上取引内容を決定する立場にあった A については、B 名義の三菱東京UFJ銀行仲介証券取引口座については別紙6、B 名義の被告証券取引口座については別紙7、A 名義の被告証券取引口座については別紙8、父親である C 名義の被告証券取引口座については別紙9にそれぞれ記載のとおり、自分名義のほか、B 及び C 名義で、多様な取引経験を有し、仕組債についても、本件各債券の購入前後を通じて相当数の買付けないし償還を経験し、本件各債券の購入時において本件各債券をはじめとする金融商品取引における各種リスクについて十分な知識を有していたことは明らかであるから、本件各債券の購入に関する投資適合性に全く問題がなく、被告担当者によって本件各債券の商品内容及びリスクについて十分な説明が行われたことにより、これらの事項について十分理解していたことは明らかである。A の関与とその内容から浮かび上がる取引実態を踏まえれば、被告担当者による勧誘について適合性原則違反及び説明義務違反の各違法事由は全く認められない。

(2) 適合性原則違反

ア 原告の主張

(ア) 本件各債券の特性

a 本件為替リンク債は、最大で年間換算利率8%，累計合計で最大1

6 %の金利がつくものの、20円以上の円高になると金利が0.01%に減ってしまうとともに、元本自体も、30年後の円ードル相場の変動により大きく毀損する危険性がある。また、償還額のいかんにかかわらず、30年後、日本が大きなインフレ状態になっていると満期金の実質的価値が大きく減っているおそれがあるし、発行体自身の30年後の倒産リスクも決して予断を許さないもので、全く予想できないものとなっている、極めて危険なものである。しかも、途中で解約しようとすると、およそ想像もつかない計算方法により莫大な損失が発生する。

- b 本件各EB債は、対象株式が一定の高い価格帯で推移する限り、一定の高い金利（本件トヨタEB債の場合5.6%）が得られるが、それを下回ると0.10%に金利が減ってしまい、3年後の満期時に対象株式が値下がりしていると、値下がりした対象株式で償還されるため、3年間の株価下落分に相当する莫大な損失を被る危険性がある。しかも、3年間売却できない可能性まであるとともに、途中売却する場合に対象株式の下落割合以上に低い売却金しか得られない可能性があり、どのような金額になるかはおよそ想像もつかないものであるから、買ったが最後、その後は転売等の合理的対処は不可能である。
- c したがって、本件各債券は、非常に危険な金融商品である。

(イ) 理解力

- a 原告は、統合失調症等で精神科病院に入院中に本件為替リンク債を購入したものであり、本件各EB債についても退院直後の通院中で、グループホームに入所して回復作業を行っている際に購入したものである。

原告が、本件各債券の仕組みや危険性を理解する能力に欠けていることは、その病気からだけでも明らかである上に、購入時の会話から

も、そもそも理解力に乏しいこと、また、現実に本件各債券の仕組み等について、いくら言われてもよく理解できていないことは明らかである。

b 原告は、前記第2の2(5)の面談の際、 D に
入院中であり、 A から、原告が精神の病気で入院中で、今日はそこ
から外出許可をもらって来ていることや、今後は原告が自分で資産運
用しなければならないことなどを述べた。原告が精神的な病気で治療
中で、理解力や判断力が劣っているということは、原告の話し方や態
度から、被告担当者にも認識できたはずである。

(イ) 投資経験、知識

原告は、株式や投資信託を原告名義で持っていたことはあるが、父親
等が買ってくれたもので、原告自身が購入したものはない。

(ロ) 投資意向

原告は、証券総合取引申込書・「顧客カード」の「今後の弊社での投
資方針」欄の「元本安定、値上がり益のバランス型」にチェックを入れ
ているところ、精神状況、健康状況、収入のなさ、夫も子もないこと
などからしても、原告が極めて強い安全志向を有していたことは明らか
である。

(ハ) 財産状態

原告は、本件各債券購入当時49歳のひとり暮らしの無職の独身女性
で、精神疾患から就労の可能性もなく、両親らが残してくれた財産を確
実に保持ないし運用しなければならない立場にあった。原告は、退院後
もグループホームに入所して回復作業を行い、年間僅か1万2000円
の収入を得るという生活をしていた。

本件各債券購入資金の元は、今は高齢で老人ホームに入所している原
告の父と母が、一生独身であろう原告の将来を心配して生前贈与したも

の等である。

原告は、被告との取引開始当時、2億5000万円程度の預金や投資信託類を持っていたが、不動産は所有していない。

(カ) 以上の諸事情からすれば、被告担当者は、原告に対し、原告の投資意向と財産状況、収入状況、商品の理解力等の実情に反して明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘して、適合性の原則から著しく逸脱した取引を行わせたものであるから、被告担当者による本件各債券の勧誘は、不法行為法上も違法となる。

イ 被告の主張

(ア) 本件各債券の特性

a 本件各債券は、額面金額（円貨）を投資し、利払ないし償還によって投資結果を得るという点において債券投資の枠組みを有する商品である。さらにまた、利払、元本償還の時期及び額については、参照指標（円／米ドル為替レート又は個別株式銘柄である参照銘柄の株価）を基に決定される。

b 利払内容の決定方法について、本件為替リンク債は、一定日の参照指標たる為替レートの値と、あらかじめ定まっている一定数値の為替レートとの差によって算出され、本件各EB債は、一定日の参照指標が一定額に達しているか否かで高利か低利かが定まる。

元本償還の時期について、本件為替リンク債は、各利払日において支払われた利金の累計額があらかじめ定められた一定額に達したときに満期を待たずして額面全額が償還され、本件各EB債は、各利払日に参照指標が一定額以上となれば満期を待たずして額面全額が償還される。

満期を迎えた場合の元本償還額について、本件為替リンク債は、償還期限前の一定の日の為替レートの値が、あらかじめ定められた相当

に円高の為替レートの値と比べて上下している割合分だけ元本償還額が上下し、本件各EB債は、償還期限前の一定の日の参照指標の株価が一定額以下になるかによって額面全額での償還になるか或いは対象指標の株式及び端数の現金での償還になるかが定まる。

- c このように、本件各債券は、利払内容、元本償還の時期又は額のそれぞれ単純なルールによって定まり、いかなる場合にいかなる損益及びリスクが発生するかを理解することも容易である。

投資家としては、為替相場又は参照銘柄の株価の推移を予測することで、投資判断を行うことが可能であり、本件各債券は、一般投資家にも十分理解可能な商品である。

(イ) 理解力

A は、被告担当者に対し、原告について、妹は身体が弱くて人見知りが強く、人付き合いがうまくないため、できれば会って欲しくないとは述べていたものの、 D に入院中で長年精神疾患に苦しんでいたなどということは一切述べていないから、被告担当者にそのような認識はなかった。

(ウ) 投資経験、知識

原告は、本件各債券の購入までに、被告以外に複数の銀行において口座を開設し、外国国債、外国社債、海外REIT、国内株式等を投資対象とする多種多様な投資信託の取引経験を有しており、金融商品に関する知識及び経験を蓄積していた。

(エ) 投資意向

原告は、被告以外の複数の銀行口座開設関係書類において、資金性格を余裕資金、投資意向として安定的な収入を重視することと併せて値上がり益をも追求すると申告している。原告は、被告以外の金融機関で保有する各投資信託について多大な評価損失を抱えており、原告は、リス

クを許容しつつも金融商品取引を継続してきたものである。

(オ) 財産状態

- a　原告は、多額の金融資産を有し、親族には E であって潤沢な金融資産を有する父や兄がおり、父母が生命保険会社において年金の掛け金を行ったり、A が月額 20 万円の仕送りを行ったりする等して、原告をバックアップしている。原告が、余裕資金をもって本件各債券の購入をしたことは明らかである。
- b　A は、被告担当者に対し、原告を B の理事であり、報酬等の収入があるため問題ないと述べていたものであり、原告の資産は、父が一生独身で収入もない原告の将来を案じて長年かけて贈与してきたものだなどとは述べていないから、被告担当者にそのような認識はなかった。

(カ) 上記(1)イのとおり、本件各取引の原告に対する投資適合性を判断する上では、A の投資経験・知識及び意向を加味して判断すべきであり、このことと原告の財産状態等を併せ考えれば、原告には本件各債券の購入に関する適合性が認められるることは明らかである。

(3) 説明義務違反

ア　原告の主張

(ア) 被告担当者は、精神疾患を有し、本件各債券と同種の取引の経験や株式購入の経験すらない原告に対して、取引の有利な点のみを強調して、本件各債券の仕組みや危険性を全く説明せず、少なくとも理解できるようには説明しなかった。

(イ) 本件為替リンク債について

本件為替リンク債は、30 年もの長期債であるから、途中解約する場合にどうなるかということは、極めて重要な要素である。それにもかかわらず、被告担当者自身、途中解約するとどうなるか、全くおおよその

ものとしても想像も付かない状態だったのであるから、原告らに説明したことがないことは明らかである。また、本件為替リンク債は、ドル安状態等で途中解約すると、予想も付かないような莫大な損失が発生するものであるから、いったん購入したが最後、解約損のことも考えれば、金利もほとんどもらえない中で、売るに売れないまま、評価損が下がっていくのを30年間甘受することを強いられるが、それでもよいかということの説明と理解、納得が必要であったところ、そのような説明がなかったことも明らかである。

さらに、本件為替リンク債は、30年債であるから、30年後のインフレリスクも極めて重要であるが、被告担当者は、原告らにその説明をしていない。

加えて、本件為替リンク債は、30年後まで持ち続けることを前提に購入しなければならないものであり、30年後の発行体の倒産リスクを有するものであるが、被告担当者は、これについて、「2年後以降のことは分からぬが」という留保も付けないまま、1年後までの発行体の信用状態を表すA1の格付けを示しており、これは、重大な発行体倒産リスクを隠蔽する、極めて不当な説明である。

こと原告については、本件為替リンク債が、30年後の円ードル相場の結果によって損益が生じることや、30年間の円ードル相場の動向により金利が変わってくるという、本件為替リンク債の基本的仕組みについても理解できていなかつたもので、また、そのことは被告担当者においても分かっていた。

(ウ) 本件各EB債について

本件各EB債には、原則として、途中解約ができず、途中売却も困難であるという極めて重大な危険性があるのに、被告担当者は、それについての説明をしていない。

また、本件各EB債のクーポンは、対象株式の変動度合いや転換価格等に応じて設定されている結果、値下がりした株式で償還されて損失を被るというリスクの対価であって、これと連動しているものであり、このことは、本件各EB債を購入するか否かを決める上での重要な前提であるにもかかわらず、原告がそのことを理解した上で納得して購入したものでないことは明らかである。

こと原告については、本件各EB債が、満期時までに対象株式がトリガーバークを超えて上がると早期償還されてその後は金利が付かずに元本が償還され、基準価格以上である間は5%などという高い金利が支払われるが、それ未満になると0.1%の金利になって、満期時に転換価格以上であれば元金が返され、それ未満だと対象株式で償還されるということ自体、理解できていなかつたもので、また、そのことは被告担当者においても分かっていた。

- (エ) さらに、仕組債を販売する際には、各種指標がどうなれば元本や金利がどうなるか、という理解では足りず、過去の例からすれば、最悪、どのような結果になりそうなのか、また、それすらも超えて損失が拡大する可能性があるということを顧客に理解できるように説明しなければならないところ、本件で、原告がそのような理解なく、本件各債券を購入したことはあまりにも明らかであるとともに、仮にAの理解等が問題となるとしても、そのような理解がなかつたことは明らかである。
- (オ) 以上からすれば、被告担当者に説明義務違反があつたことは明らかである。

イ 被告の主張

- (ア) 金融商品取引における説明義務は、投資結果について自己責任を負うにふさわしい程度の情報を顧客に得させ、自己責任原則を貫徹するため金融商品取引業者に課されている義務であり、その範囲は、当該取引

に關し、いかなる事情が生じた際にいかなる損益・リスクが発生するかというものによって画される。したがって、当該取引に關係するといえる事項であっても、損益の発生を直接決定づけるものでない事項については、説明義務の範囲外である。また、損益を決定づける指標（為替レート、株価等の一定の不確実な事項）が将来どのように推移するかという点は、投資家が予測を立てて投資判断を行う対象そのものであり、これも説明義務の範囲外である。

本件為替リンク債について、満期である30年後の物価との関係で貨幣価値が下がる可能性があることについては、そもそも資産を保有している者に等しく當てはまるリスクであり、本件為替リンク債の投資によって生じるリスクではなく、説明義務の対象外である。また、本件各債券について、中途売却できた場合に投資家が被る損失の具体的な程度については、需給の関係で売却価格が決定されるため、本件各債券の買付け時に具体的な数値を示すことは不可能であり、販売会社である証券会社としては「中途売却できない場合があり、売却できた場合でも元本を大きく割り込む可能性がある」旨の内容でしか説明できない。当該内容の説明で投資家は流動性リスクの内容を理解することが可能であり、具体的な数値を示すことは説明義務の範囲外である。

被告担当者は、本件各債券について、最悪のパターンとして利払が低利で据え置かれ、元本割れ償還や株券償還となるリスクについて十分な説明を行っており、可能な限りのリスク説明を行っていた。

(イ) 本件為替リンク債の説明

被告担当者は、平成19年3月5日の面談において、原告らに対し、利払について、例として具体的な条件を設定し、シミュレーション表を用いて、為替の動きによって利率がどうなるかを数値で示して述べ、最良のケース、最悪のケース（最低金利が続いた場合、30年間で累積の

支払利金が4.295%になってしまうこと)を説明し、さらに償還時の元本割れリスクについても、グラフを用いて説明した。また、リスクについても流動性リスクをはじめとして1つ1つ説明した。

被告担当者は、平成19年3月6日、本件為替リンク債の具体的な条件が記載された同日付けのタームシートを持参してAのもとを訪問し、当該タームシート中のシミュレーション表を示して本件為替リンク債の具体的な条件を確認し、リスク内容についても1つ1つ読み上げる形で確かめ、為替次第で元本が毀損し、利払も30年間で累積4.295%しか得られないという最悪の場面を想定しつつ、実例を挙げて説明を行った。また、被告担当者は、流動性リスクについて、極端な場合には売却ができない、売却できたときにも限りなくゼロになることも含めて元本がリスクにさらされている旨を説明している。

増田は、同日、原告に対し、電話で再度本件為替リンク債の商品内容の要点を説明し、原告は、当該説明内容を理解して、本件為替リンク債の組成を了承した。

(ウ) 本件トヨタEB債の説明

被告担当者らは、Aとの間で本件トヨタEB債の組成に関する数度に亘る協議を行い、商品内容及びリスクについても十分な説明を行っており、Aも本件トヨタEB債の商品内容及びリスクを十分に理解していた。

その後、増田は、原告と面談して本件トヨタEB債の商品内容及びリスクを説明し、原告から買付けの意向を受けた。そして、原告と岡との間の通話で最終確認が行われ、岡は、原告に対し、本件トヨタEB債の条件を1つ1つ丁寧に挙げていき、原告から確認を取った。

(エ) 本件石川島EB債の説明

被告担当者は、Aとの協議の末、石川島播磨重工業株式を参照銘柄

とするEB債を組成することを決め、増田は、Aに対してそれに伴うリスク内容を説明し、原告にも商品内容とリスクを説明した。

(イ) 本件三井金属EB債の説明

被告担当者は、Aと協議して本件三井金属EB債の組成を決め、原告に対しても、その商品内容及びリスクを説明し、その買付けに当たっては、条件面について原告との間で電話による読み合わせ確認を行った。

(カ) 以上のとおり、被告担当者らは、原告らに対し、本件各債券について十分な説明を行っており、被告担当者らに説明義務違反はない。

(4) 過失相殺

ア 被告の主張（過失相殺の評価根拠事実）

(ア) 本件各債券の購入は、原告がAを関与させて行ったものであるところ、被告担当者は、Aの指示に従って対応し、その指示通りの手法で取引が行われた。

(イ) 原告及びAは、本件各債券の購入までに、各取引先銀行において、豊富な投資経験を有しており、金融商品に関する知識及び経験を蓄積していた。

(ウ) 被告担当者は、原告及びAに対し、本件各債券について、前記(3)イのとおりの説明を行い、原告らはその内容を理解した上で、本件各債券を購入した。

イ 原告の主張

(ア) 被告担当者は、本件各債券の勧誘当時、精神疾患で入院中ないし退院直後で通院中で、無職、無収入で今後も収入が得られる可能性の極めて小さい原告に対して、原告が安定した投資を希望していることを知悉しているながら、各種の規定を破って、ことさら社内的にも虚偽の事実を報告してまで原告に極めて危険な本件各債券の購入をさせたものであり、その違法性の程度は極めて重大である。

- (イ) 原告は、自らの投資意向を「元本安定・値上がり益のバランス型」と被告に示しており、被告がそれに沿ったものを勧めてくれていると誤解したからこそ、安易に投資に参加したものであり、原告がそのように誤解したのは、精神疾患によるところが大きい。投資意向に沿ったものと誤信させられたからこそ安易に投資に参加した原告について、過失相殺をするのは相当ではない。
- (ウ) また、金融商品の勧誘に当たっては、補助者に説明し、理解させ、納得を得ればよいというものではなく、それとは全く無関係に、投資家本人に説明し、理解させ、納得を得なければいけないものであるから、Aが関与したことは、過失相殺の理由にならない。
- (エ) 以上の諸事情からすれば、本件においては、過失相殺は一切認められるべきではない。

(5) 被告が賠償すべき損害額

ア 原告の主張

(ア) 原告は、本件為替リンク債を1億円で購入したが、平成22年9月7日に5548万円で売却したため、既受領の利息508万円を控除しても、3944万円の損害を被った。

原告は、本件トヨタEB債を3000万円で購入したが、トヨタ自動車株3900株及び端株分現金65万2401円で償還され、トヨタ自動車株3900株を1171万8973円で売却したため、既受領の利息72万6000円を控除しても、1690万2626円の損害を被った。

原告は、本件石川島EB債を3000万円で購入したが、IHI株6万3000株及び端株分現金15万6000円で償還され、IHI株6万3000株を913万2504円で売却したため、既受領の利息72万6000円を控除しても、1998万5496円の損害を被った。

原告は、本件三井金属E B債を3000万円で購入したが、三井金属株5万1000株及び端株分現金35万5602円で償還され、三井金属株5万1000株を1139万7912円で売却したため、既受領の利息76万2000円を控除しても、1748万4486円の損害を被った。

(イ) 原告は、被告担当者の勧誘及び説明義務違反により、上記(ア)の損害金合計9381万2608円に、本件と相当因果関係を有する弁護士費用相当損害金938万円を加えた合計1億0319万2608円の損害を被ったものであり、被告はこの全額を賠償すべきである。

イ 被告の主張

争う。

なお、本件石川島E B債の購入金額は、2998万8600円である。

第3 当裁判所の判断

1 前記第2の2の前提事実、争いがない事実、証拠（甲10、11、乙A16、証人A、証人岡、原告本人のほか、各項に記載したもの。ただし、甲10、11、乙A16、証人A 証人岡及び原告本人のうち下記の認定事実に反する部分は採用しない。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和32年月日生まれの女性である。大学に進学したものの、その後、精神的に不安定になったことから大学を中退し、それからは実家で家事手伝いをしていたが、平成元年ころから統合失調症等で約1年間入院し、その後も随時通院していた。

原告は、統合失調症及びてんかんにより、平成18年8月7日にDに医療保護入院し、平成19年3月29日に退院した。退院時には、幻覚妄想状態の改善はみられてはいたが、消失はしておらず、不安も強くみられていた。退院後は、大阪府I市所在のグループホーム（精神医療センターを退院して社会復帰すること等を目的とする施設）に住んで

回復作業を行い、年間1万2000円の収入を得る生活をしながら、外来通院を継続している。（甲1）

(2) 原告は、職に就いたことはないものの、平成18年までは、Bの理事としてBから年額99万6000円（月額8万3000円）の給料を受け取っていたが、平成19年以降はその収入もなくなった（甲4の1～3, 5, 6の1～8）。

(3) 原告は、被告との取引開始前にも株式を保有していたが、これらは祖父母が買って原告に贈与し、原告の父が株券を保管していたもので、被告との取引開始後は、すべて被告に預託されている。

(4) 昭和62年に三菱UFJ信託銀行、平成16年に三菱東京UFJ銀行の支店及びG支店、平成17年に三井住友銀行及びH銀行にそれぞれ原告名義の取引口座が開設され、本件各債券の購入前にも、外国国債、外国社債、海外REIT、国内株式等を投資対象とする投資信託の取引が原告名義で行われていた（乙A13の1～7、調査嘱託の結果）。

このうち、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行及びH銀行について、原告は、原告の父が現金等を原告に生前贈与し、その資金で合計2億円ほどの原告名義の投資信託を購入していたものと説明している。

(5) 原告の父は、高齢になり、平成19年に老人ホームに入所することになったため、原告の資産の管理、運用等ができなくなることから、Aにその相談をした。また、Aは、原告の父から、原告が無駄遣いをしていたことが心配であるから、金融機関の届出印を預かるように言われ、多額の預金が入っている原告の通帳の届出印については、Aが預かっていた。

(6) Aは、平成18年2月22日及び同年4月21日を売渡日として、B名義で「ノルウェー輸出金融公社・ユーロ豪ドル建為替リンク債券【期限前償還条項付】」（乙B4, 5）をそれぞれ購入したが、同年4月21日の売渡分については、同年10月23日に期限前償還された（乙B2の1）。

Aは、平成18年8月10日を売渡日として、B名義で「三菱UFJセキュリティーズインターナショナル2026年8月7日満期・期限前償還条項付円建・円／米ドル為替連動社債」(乙B6)を購入した(乙B2の1)。

Aは、平成18年11月14日を売渡日として、B名義で「三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ユーロ円建・為替リンク債券【期限前償還条項付／償還元本変動型】」(乙B7)を購入した(乙B2の1)。

Aは、平成18年10月23日から、B名義でグローバル・ソブリン・オープンの投資信託の取引を行っている(乙B3の1、B9の1)。

(7) Aは、平成19年3月ころ、三菱東京UFJ銀行G支店に原告の資産運用について相談し、三菱東京UFJ銀行G支店は、Aに対し、被告大阪支店大阪プライベートバンキング部を紹介した。

Aは、三菱東京UFJ銀行を通じて、被告に対し、為替リンク債購入のニーズを伝え、被告担当者からの原告の顧客属性に関するヒアリングに応じた。

(8) 当時、被告では、代理人取引の制度がなく、代理人による取引については、許容されていなかった。また、投資意思確認書等の代筆については、本人に身体的な障害等があって、代筆がやむを得ないという場合に、本人が隣で確認しながら行うといった場合にしか認められていなかった。

(9)ア 原告及びAは、平成19年3月5日、三菱東京UFJ銀行支店において、増田及び岡と面談した。原告は当時Dに入院中であったが、外泊許可をもらって同支店に赴いた。面談場所が同支店となったのは、原告らが、被告における取引の原資として、同支店で原告名義で保有していた投資信託の売却代金を充てることとしており、この売却手続を同時に行うためであった。

イ 原告は、三菱東京UFJ銀行での投資信託を約1億5000万円で売却

し、増田及び岡に対し、その再運用の提案を依頼した（乙A11）。Aは、B名義で為替リンク債を保有していたことから、増田らに対し、原告名義での為替リンク債への投資意向を示した。

ウ 被告担当者は、同日、次の内容が印字された証券総合取引申込書兼顧客カードを示した。なお、下記(ア)の住所は、原告の実家の住所である。

(ア) 住所

(イ) 勤め先 B

(ウ) 役職名 理事

(エ) 職業 団体・組合・諸法人役員の欄にチェック

(オ) 投資経験 株式現金取引10年、公社債10年、転換社債10年、投資信託10年、外国証券10年の各欄にチェック

(カ) 今後の弊社での投資方針 「元本安定重視型」、「元本安定・値上がり益のバランス型」、「値上がり益指向重視型」、「その他」の各欄のうち、「元本安定・値上がり益のバランス型」の欄にチェック

(キ) 資産運用期間 長期運用（3年以上）の欄にチェック

(ク) 取引の種類 外国証券の欄にチェック

(ケ) 資金の性格 余裕資金の欄にチェック

(コ) 主な収入源 給与収入の欄にチェック

(サ) 金融資産 5億円以上の欄にチェック

(シ) 年収 1000万円以上3000万円未満の欄にチェック

原告は、同日、証券総合取引申込書兼顧客カードに自己の氏名、世帯主の氏名及び職業等を記入して、証券総合取引等の申込みをするとともに、特定口座及び特定管理口座の開設の届出、印鑑の届出をした（乙A1の1～3）。なお、原告は、平成17年3月14日に、三井住友銀行に提出した投資信託総合取引申込書においても、年収を1000万円以上3000万円未満と申告している（調査嘱託の結果）。

エ 原告は、被告での届出印を A に預け、被告担当者もそのことを認識していた。

オ A は、被告からの原告名義の取引に係る書類の送付先を A の自宅住所に指定した。

カ 増田らは、同日、原告らに対し、3枚程度のスキーム別簡易版仕組債説明資料（為替リンク債とはどういうものであるかということを説明するための資料で、利率がどのようにして決まるかといったことを別紙10のタームシートにも記載されているシミュレーション表等で説明するもの）を示し、それに沿って、原告名義での30年満期のユーロ円建・為替リンク債【期限前償還条項付・償還元本変動型】の購入の勧誘及び説明をした。その際、増田らは、利率の決定方法、償還条件、流動性リスク等を説明した。

(10)ア 被告担当者は、平成19年3月6日、A と面談し、別紙10のタームシート（乙A5の1）に沿って、シミュレーション表を示して本件為替リンク債の具体的な条件及びリスク内容を説明し、最悪のケースも想定して実例をもって説明した。A は、基準為替レートが106円よりも円高についたものであれば買い付けたいという意向を示した。（乙A11）

増田は、同日、原告に電話をかけ、本件為替リンク債について、1つ1つ条件の確認を行い、原告は本件為替リンク債を購入した（乙A9の1・2、A11）。

イ A は、後日、被告より商品内容及び重要事項についての説明を受け理解した旨等が記載された本件為替リンク債に係る投資意思確認書（乙5の2）に原告の住所及び氏名を代筆し、原告名義の印鑑を押印した上、被告に差し入れた（争いがない）。

ウ 被告は、約定確認書（乙A5の3）及び外国証券内容説明書（乙A5の4）を指定された A の自宅住所に原告宛で送付した。

- (11) A は、原告が被告で取引を開始するに当たり、被告担当者に対し、商品の提案及び状況報告等を原告に対して行う際には、事前に自分へ内容説明を行うよう要請し、原告が金融商品取引を開始した後にも、複雑な取引を原告には任せられないと折に触れて述べていた。
- (12) 増田は、平成19年4月5日、A と面談し、対象銘柄をトヨタとするE B債及びアーカスL/Sを紹介した（乙A 11）。
- (13) 増田と A は、平成19年4月9日、電話でE B債の対象銘柄の協議を行った。A は、その電話の中で、「投資信託を解約しようと思ったら、私が大阪へ行かないといけない。本人一人で頼りない。」旨述べた。（乙A 9の1・2）
- (14) ア 被告担当者は、A に対し、別紙11の平成19年4月3日付けタームシート（乙A 6の1）に沿って、本件トヨタE B債の利率、償還条件、流動性リスク等について、シミュレーション表に基づき説明を行い、A と条件等に関し協議を行った。
- イ 増田は、平成19年4月12日、A に対し、電話でトヨタのE B債が射程圏に入ってきた旨の連絡をした（乙A 10の1・2）。
- 増田は、同日、原告に対し、三菱東京UFJ銀行 I 支店において、タームシート（乙A 6の1）に沿って、本件トヨタE B債の説明をした（乙A 9の1・2、A 11）。原告は、その面談の約束をするための電話で、増田に対し、「兄はいなくても、いいんですか。」と述べた（乙A 10の1・2）。
- 岡は、同日、原告との間で、本件トヨタE B債の条件について、1つ1つ電話で読み合わせ確認を行い、原告は、本件トヨタE B債を購入した（乙A 10の1・2、A 11）。
- ウ A は、後日、本件トヨタE B債に係る投資意思確認書（乙A 6の2）に原告の住所及び氏名を代筆した上、原告名義の印鑑を押印し、被告に差

し入れた（争いがない）。

エ 被告担当者は、本件トヨタEB債に係る約定確認書（乙A 6の3）及び外国証券内容説明書（乙A 6の4）を指定された A の自宅住所に原告宛で送付した。

(15)ア 増田は、平成19年4月26日ころ、Aに対し、別紙12のタームシート（乙A 7の1）に沿って、本件石川島EB債の利率、償還条件、流動性リスク等について、シミュレーション表に基づき説明を行い、Aと条件等に関し協議を行った（乙A 9の1・2）。

イ 原告は、同月27日、増田が本件石川島EB債の紹介のために会う約束をするため、原告にかけた電話において、「私、お小遣いとか、おろしにいくんです；いつも金曜日に。こちらでお世話になっている方がお昼でないと事務所のほうに出てこられないで、お昼からのほうがよろしいんですけど。」と述べ、それに対して、増田は、「そうですか。お昼から何時くらいでしたら、お会いできますかね。」などと述べた。また、増田は、原告から、紹介する予定の商品について、「投資信託ですか。ちょっと、兄から話聞いたけど。」と聞かれて、「この間のような債券でございます。」と答え、さらに「投資信託じゃないんですか。」と聞かれて、「年利何%というやつですね。」と答えた。（乙A 9の1・2）

増田は、同日、原告に対し、三菱東京UFJ銀行I支店において、約30分間、別紙12のタームシートに沿って本件石川島EB債及び対象銘柄を東邦亜鉛とするEB債の提案及び説明を行い、原告から本件石川島EB債の注文書（乙A 7の3）を受け入れた（乙A 9の1・2、A 11）。これによって、原告は、本件石川島EB債を2998万8600円で購入した（乙A 2）。

ウ A は、後日、本件石川島EB債に係る投資意思確認書（乙A 7の2）に原告名義の印鑑を押印し、被告に差し入れた。

エ 被告担当者は、本件石川島EB債に係る約定確認書（乙A7の4）及び
外国証券内容説明書（乙A7の5）を指定されたAの自宅住所に原告宛
で送付した。

(16) 増田は、平成19年6月11日、原告及びAと面談を行い、マンGMS、
為替リンク債、日経リンク債及び対象銘柄を関西電力とするEB債の紹介を行
い、原告らは、1週間ほど考える旨述べた（乙A11）。

(17)ア 増田は、平成19年6月28日、Aに対し、別紙13のタームシート
(乙A8の1)に沿って、本件三井金属EB債の利率、償還条件、流動性
リスク等について、シミュレーション表に基づき説明を行い、Aと条件
等に関し協議を行った（乙A11）。

イ 増田は、翌29日、原告に対し、三菱東京UFJ銀行I支店において、
約30分間、別紙13のタームシートに沿って、本件三井金属EB債の説
明をした（乙A9の1・2、A11）。原告は、その面談の約束をするための電話で、増田に対し、「兄から昨日、電話いただきまして。なんか、
また、いい商品が見つかったとか。」と述べた（乙A9の1・2）。

岡は、同日、上記支店にいる原告との間で、最終の購入意思確認のため、
本件三井金属EB債の条件について、電話で1つ1つ読み合わせ確認を行
った。その際、岡が、「トリガ一条項というものが付いておりまして、今
の株価よりも、大体110%ですから、1割上がればですね、最短で3か
月で償還になる可能性もあると。」と述べると、原告は、「株価によって
違うんですか。」と述べ、岡が、「そうなんです、株価が今よりも10%
上がっていれば、3年を待たずして償還になるという条件が付いておりま
すので。」と述べると、原告は、「償還っていうのは、もう終わるとい
うことですか。」と述べた。岡が、「株価が1割以上上がればですね、その
間の利息を取っていただいて、3年経たなくとも、終わることもあります。」
と述べると、原告は、「あっ、分からないんですね。」と述べ、岡が、「こ

れ分からないです、株価が上がればのことのございますから。」と述べると、原告は、「ああ。何によって変わるんですか。」と述べた。岡が、「株価が今の時価よりも10%上がつていれば、その時点で償還になります。」と述べると、原告は、「で、その時には、債券、株券でもらえる。」と述べた。

岡は、早期償還についての原告の理解が浅いと感じたため、増田に対し、本件三井金属EB債の早期償還のルールについて再説明を行うよう指示した。増田は、岡の指示を受けて、原告に再度本件三井金属EB債の早期償還のルールについて説明し、その後、原告は、本件三井金属EB債を購入した。(乙A10の1・2)

ウ Aは、後日、本件三井金属EB債に係る投資意思確認書(乙A8の2)に原告名義の印鑑を押印した上、被告に差し入れた(争いがない)。

エ 被告担当者は、本件三井金属EB債に係る約定確認書(乙A8の3)及び外国証券内容説明書(乙A8の4)を指定されたAの自宅住所に原告宛で送付した。

(18) 被告は、本件各債券に関する原告宛の書類をAの自宅住所に送付し、Aは、被告から原告に送付された書類の中身を確認していた。

(19) Aは、原告の保有資産について、自己のパソコン上でファイルを作成して、現状把握を行っていた。

2 争点(1)(Aの関与の位置付け)について

金融商品取引に係る適合性原則については、証券会社等が顧客に対して顧客の意向と実情に反した取引の勧誘を行うことを禁止するものであるから、その違反の有無の判断においては、投資判断主体であり、かつ効果帰属主体である取引主体の意向や実情等を基準とすべきである。また、金融商品取引に係る説明義務については、証券会社等に対し、顧客が投資の適否について的確に判断し、自己責任で取引を行うために必要な情報の提供を義務付けるものであるか

ら、証券会社等は、代理人による取引の場合等を除き、原則として、本来の投資判断主体である取引主体が商品の説明等について単独で理解することができる程度の説明を行う義務を有しているものというべきであり、その違反の有無の判断においても、取引主体が十分に理解することができる程度の説明が行われていたかといった観点から判断すべきである。

前記前提事実のとおり、本件各債券を購入したのはいずれも原告であるところ、被告においては、代理人取引の制度がなく、代理人による取引については、そもそも許容されていなかった（前記1(8)）のであるから、被告担当者による本件各債券に係る適合性原則違反及び説明義務違反の有無の判断については、原告の意向や実情、投資判断能力等を基準とすべきである。

前記1の認定事実によれば、被告担当者による本件各債券の勧誘は、Aが三菱東京UFJ銀行に対して原告の資産運用について相談したことを契機とするものであり、また、Aは、原告と被告担当者との面談の場に同席したり、被告担当者に対して、自分への商品内容等の事前説明を求めたり、実際に被告担当者から本件各債券の商品内容等について説明を受けたり、EB債の対象銘柄や条件等について被告担当者と協議したり、投資意思確認書に原告の届出印を押印したりするなど、原告による本件各債券の購入に関して相当程度関与し、原告も、そのようなAによる積極的関与を容認し、それを前提とした対応をしていたことが認められる。

しかしながら、これは、Aが原告の投資判断に事実上関与し、原告もそれを容認していたというにすぎず、Aの関与により、実際に原告自身の理解力や投資判断能力が補完されたといった事情があれば、その限りにおいて考慮されるに過ぎず、Aに理解力や投資判断能力等があり、そのAに対して本件各債券の説明が行われたからといって、そのこと自体で被告担当者の原告に対する適合性原則違反が否定され、あるいは説明義務が尽くされたと判断されるものではないというべきである。

3 争点(2)（適合性原則違反）について

(1) 証券会社は、顧客に金融商品取引行為を勧誘する場合には、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行ってはならず（適合性原則違反、金融商品取引法40条、旧証券取引法43条参照），証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となると解するのが相当である（最高裁判所平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1323頁参照）。

そして、証券会社の担当者による金融商品取引行為の勧誘が適合性の原則から著しく逸脱していることを理由とする不法行為の成否に関し、顧客の適合性を判断するに当たっては、取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該金融商品の具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである。

(2) 本件各債券の特性

ア 本件為替リンク債

本件為替リンク債は、最初の半年は年利8%の利息を受け取ることができるが、その後、最長30年間償還されず、為替レートに応じて年利0.01%から8%，累計合計で最大16%の利息を受け取ることができる一方、長期間資金を拘束され、しかも、30年後の償還額は、為替相場によって大幅な元本毀損のリスクが生じる。さらに、本件為替リンク債について、市場取引は想定されないため、本件為替リンク債を途中売却する場合には、期待収益によって算出される理論値より更に売却価格が下回るリスクが存するものということができる。

そのため、購入者は、償還期限までの為替相場の変動状況や発行体の存

続可能性を見越して、本件為替リンク債に組み込まれた償還条件や利子の条件が有利であるか否かの判断を要することになるが、本件為替リンク債は、償還期限が30年後と極めて長く、しかも、その購入代金が1億円と高額であるため、上記判断を相応にすることは、個人の一般投資家にとって、著しく困難であるというほかない。

イ 本件各EB債

本件各EB債については、満期時までに対象株式がトリガー価格を超えて上がると早期償還されてその後は金利がつかずに元本が償還され、基準価格を下回らない限り一定の高い金利（本件トヨタEB債につき5.5%，本件石川島EB債につき11%，本件三井金属EB債につき11.6%）が払われるが、それ未満になると0.1%の金利で拘束される上、株価が下落し転換対象株式で償還された場合に下落分の評価損を負担することとなるが、途中売却が困難であるためにそのような評価損を軽減又は回避することができないなどのリスクが存するものということができる。

そのため、購入者は、経済状況、株式市況の動向に关心を払い、3年後の株式市況の動向を予測した上で、途中売却が困難であるというリスクを取りつつなお購入すべきか否かの判断をしなければならず、主体的積極的な投資判断を要する投資商品であり、リスク性の高い投資商品である。

ウ 以上によれば、本件各債券は、各種証券取引の中でも極めてリスクの高い取引類型であり、その仕組みも複雑であることは否定できず、その取引適合性の程度も相当に高度なものが要求される。したがって、本件各債券の取引に適合するのは、少なくとも、上記のリスクを理解するに足りる知識・能力と、その危険を引き受けるに足りる余裕資金を有する者に限られるというべきである。

(3) 理解力

ア 前記1(1)(2)のとおり、原告は、これまで職業に就いたことはなく、本件

為替リンク債の購入当時は統合失調症等で入院中であり、本件各EB債の購入当時は退院後間もない時期で、グループホームに入所して回復作業を行なながら、通院を継続していた。

原告は、前記1(17)のとおり、本件トヨタEB債や本件石川島EB債の購入後である本件三井金属EB債の最終の購入意思確認のための電話においてさえ、EB債が株価によって償還時期が変わること、早期償還があること自体を理解していなかった上、被告担当者から株価によって償還時期が変わるという説明を受けた後でも、「何によって変わるんですか。」と述べたり、対象株式の株価が上がって早期償還になった場合には、現金で償還されることはEB債の仕組みの基本であるにもかかわらず、「その時には、債券、株券でもらえる。」と述べたりしており、複雑な仕組みの金融商品の内容等を理解し、自らの証券知識、経験、財産状態、投資意向等に即した投資判断をするだけの能力に乏しかったことが認められる。

イ そして、前記1の認定事実によれば、被告担当者は、Aとの会話の中で、原告一人では頼りないから、原告が投資信託を解約しようと思ったら、Aがわざわざ大阪まで行って代わりにやらないといけないということを聞いたり、原告との会話の中で、世話になっている人が事務所に出てこないと小遣いをおろすことができないということを聞いたりしている。また、原告とAは、別居している兄妹の関係にあるところ、原告は、被告での届出印をAに預けており、そのことを被告担当者も認識していたし、Aは、被告からの原告名義の取引に係る書類の送付先をAの自宅住所に指定していた。さらに、Aは、原告名義での取引に関して、被告担当者と頻繁に連絡を取っており、原告も、被告担当者と面談の約束をする際に、「兄はいなくても、いいんですか。」と述べるなどしているが、このような状況は、49歳の通常の判断能力を有する投資家としては不自然である。加えて、被告担当者が、原告による本件トヨタEB債の購入後、原告に

対し、対象株式を石川島播磨重工業とするEB債を紹介することの話をしている際に、原告は「投資信託じやないんですか。」と尋ねており、既にEB債の購入経験のある顧客からの問い合わせとして不自然である。そして、被告担当者は、この問い合わせに対して、「年利何%というやつですね。」と答えているが、以前にEB債を販売した経過があることを踏まえれば、本来であれば、原告の金融商品の理解に対する疑問を抱き、この間のようなEB債で、今回は対象株式が石川島播磨重工業のものであるといった趣旨の説明をするなど、正しく理解させるべく努めるのが自然である。

被告担当者らは、反復継続的に電話又は面談による原告と接触する中で、理解力に劣る状態の原告に何度も接しているにもかかわらず、誰も原告が精神疾患に罹患していることを全く知らなかった、気づかなかったというのは信用できず、被告担当者は、原告の理解力や投資判断能力に問題があることを認識していたか、あるいは十分に認識し得たものと認められる。

(4) 投資経験、知識

原告は、本件各債券の購入当時、原告名義の株を保有していたが、これらは原告の祖父母が原告のために購入したものであり（前記1(3)），また、原告名義の投資信託についても、原告による説明（前記1(4)）を勘案すれば、原告の父等が大金を贈与して、その運用を統合失調症の原告に一切任せていたとは考え難く、原告の父がAに原告の資産運用について相談するまでの間、その実際の運用は、原告の父が行っていたものと認められる。

したがって、原告に積極的な投資経験があったとは認められず、他に原告が投資に関する豊富な知識を有していたことを認めるに足りる証拠はない。

(5) 投資意向

原告は、当時、統合失調症に罹患した49歳の無職の独身女性であり、父親も高齢で老人ホームに入所していた。そして、前記1(7)及び(9)ウによれば、原告は、被告に対し、被告での投資方針について、「元本安定、値上がり益

のバランス型」と申告している。

このような事情からすれば、原告は、被告での投資意向について、安定志向を有していたと認められる。

(6) 財産状態

前記1(7)及び(9)ウによれば、原告は、被告に対し、Bの理事をしていて、主な収入源は給与収入であり、金融資産は5億円以上、年収は1000万円以上3000万円未満と申告したことが認められる。

これに対し、原告は、顧客カードにおける当該記載部分が印字になっているところ、Aは、被告担当者からの原告の顧客属性等についてのヒアリングに応じたことはなく、金融資産及び年収の各チェック欄部分については、被告担当者が原告の状況を推測して、何となくそうだろうという程度で書いたものと思われる旨主張する。

しかしながら、顧客カードにおいては、原告の住所や勤め先、役職名といった被告担当者が推測では記載することができないと考えられる事項についても印字されているほか、投資方針については、「値上り益指向重視型」ではなく「元本安定・値上り益のバランス型」の欄にチェックがされていることからすれば、被告担当者による原告の顧客属性等についてのヒアリングがあったと認められる。そして、被告担当者が、投資方針については、「元本安定・値上り益のバランス型」にチェックしながら、金融資産や年収についてだけ、ヒアリングの内容と異なる記載をするとも考え難いし、年収については、平成17年3月の三井住友銀行における申告内容とも合致している。

さらに、前記1(9)のとおり、原告は、平成19年3月5日に、A同席の下、金融資産や年収の各チェック欄の印字が既になされた顧客カードに自己の氏名、世帯主の氏名及び職業等を記入しているところ、少なくとも、前記1(6)のとおり、B名義での投資経験を有し、自分名義の顧客カードの記入経験もある（調査嘱託の結果）Aにあっては、その際、金融資産や年収の各

チェック欄についても確認するのが自然であり、登録関係の書類については、当然最初に見ている旨証言しているにもかかわらず、原告及び A のいずれからも、特段異議等が述べられたとは認められない。

これらの事情からすると、原告は、被告に対し、金融資産は 5 億円以上、年収は 1000 万円以上 3000 万円未満と申告したことが認められる。

(7) 前記(2)のとおり、本件各債券は、いずれも各種証券取引の中でもリスクの高い取引類型であり、その仕組みも複雑なものであったところ、被告担当者は、原告のような、理解力、判断力の乏しさにより、複雑な金融商品の仕組みを理解し、また、自らの属性に適した投資判断をする能力に乏しい者に対して、取引開始後間もなくして、1 億円が 30 年間固定される本件為替リンク債の購入の勧誘を行い、その後続けて合計約 9000 万円の本件各 E B 債の購入の勧誘を行ったものである。このような被告担当者の行為は、適合性の原則から著しく逸脱するものであったというべきであり、この点について被告の不法行為責任が認められる。前記(6)のとおり、原告は被告との取引を開始するに当たり、多額の資産を有している旨を申告していたのであるが、前記(3)のとおり、被告においても原告の理解力や投資判断能力が乏しいことを認識し、あるいは十分に認識し得る状況にあったことからすれば、原告の知識や理解力に注意を払わず、原告の投資意向と実情に反して本件各債券の商品を勧誘することを正当化するものではない。

したがって、被告担当者による本件各債券購入の勧誘行為は全体として原告に対する適合性原則違反の不法行為を構成する。

4 爭点(3)（説明義務違反）について

証券会社は、一般投資家を取引に勧誘することによって利益を得ているところ、一般投資家と証券会社との間には、知識、経験、情報収集能力、分析能力等に格段の差が存することを考慮すれば、証券会社は、信義則上、一般投資家である顧客を証券取引に勧誘するに当たり、投資の適否について的確に判断し、

自己責任で取引を行うために必要な情報である当該投資商品の仕組みや危険性等について、当該顧客がそれらを具体的に理解することができる程度の説明を、当該顧客の投資経験、知識、理解力等に応じて行う義務を負うというべきである。

本件各債券は、その仕組みが複雑であり、組み込まれたクーポンの利率、早期償還及び満期償還価格に係る条件がそれぞれ基本となる金融指標の水準に応じて異なった結果をもたらし、専門的に分析すると、場合によっては、株式よりも不利な面や、リターンよりリスクが大きい面があるのに、その点が見えにくいといった難解な商品である上に、市場性、流通性に欠け、途中売却の可否や価格あるいは方法も明示されておらず、不透明であるほか、前記3のとおり、原告は、投資に関する知識や十分な理解力を有しておらず、被告との取引について積極的な投資意向も有していなかったのであるから、被告担当者は、これを勧誘する以上、顧客である原告に対し、原告の自己責任において自らの投資意向に沿うかどうかを見極めて適切な投資判断をすることができるよう、本件各債券の特徴やリスク等を十分に説明して、その理解を得させるべき義務を負っていたものというべきである。

前記1の認定事実のとおり、被告担当者は、本件各債券について、タームシートに沿って1つ1つ条件の確認を行いながら、本件各債券について一応の説明はしたものと認められる。

しかし、上記のとおり、原告は、統合失調症を患い、投資に関する知識や理解力を有しておらず、被告との取引について積極的な投資意向も有していなかったところ、本件各債券は、その特質、仕組みを理解することが容易なものではなく、相対的に高いリスクをはらむ投資商品である。

それでもかかわらず、原告は、本件各債券について、被告担当者の勧誘直後にはほぼ即決に近い形で購入することを承諾し、合計約1億9000万円を本件各債券に投じたものである。

こうした事実は、原告が各種投資商品の中での本件各債券の位置付けを理解しないままであり、本件各債券の仕組みやリスクについてほとんど理解していなかったことを示すものであり、このことは、前記3(3)の被告担当者との通話における原告の発言からも裏付けられる。

したがって、被告担当者が、原告に対し、投資の適否について的確に判断し、自己責任で取引を行うために必要な情報である当該投資商品の仕組みや危険性等について、原告がそれらを具体的に理解することができる程度の説明をしたとは認められない。

そして、前記3(3)イのとおり、被告担当者は、原告が投資に関する知識や理解力に乏しいことを認識していたというべきであって、販売用資料に沿った一応の説明では原告が本件各債券の危険性を具体的に理解することができないことを容易に認識できたといえる。

以上によれば、被告担当者の原告に対する説明義務違反は明らかであり、この点についても、被告担当者の勧誘行為は不法行為を構成する。

5 爭点(4)（過失相殺）について

以上のとおり、被告担当者による本件各債券購入の勧誘行為は、適合性原則違反と説明義務違反の不法行為を構成するところ、投資に関する知識や理解力に乏しい原告に対し、投資意向に反し、理解の程度に意を用いることなく勧誘をした被告担当者の違法性は大きい。

他方、勧誘のきっかけは、Aの依頼に基づくものであり、Aは、依頼の当初から積極的に為替リンク債への投資意向を示し、被告担当者に対して商品内容等の説明を自分にも行うよう求めたり、EB債の対象銘柄や条件等について被告担当者と協議したりするなどして、原告による本件各債券の購入について積極的に関与し、原告も、そのことを認識しながら容認していた。原告においても、被告担当者の勧誘に軽々に従わず、商品の仕組みや内容について被告担当者に対し納得できるまで説明を求め、あるいは取引を拒否することは可能

であったにもかかわらず、原告は、Aが被告担当者と協議した上で組成された商品であるという安心感があったこともある、被告担当者の勧誘に安易に応じたものと解される。

こうした点を含め、本件に顧れた一切の事情を総合考慮すれば、原告の過失割合を4割として過失相殺するのが相当である。

この点につき原告は、本件各債券の勧誘当時、精神疾患で入通院中であり、無職・無収入であったために、安定した投資を希望しており、被告においてもその点を知悉しながら極めて危険な本件各債券を購入させたのであるから、違法性の程度が極めて重大であり、過失相殺は相当でないと主張する。しかしながら、前記認定のとおり、被告担当者において、原告が投資に関する知識や理解力に乏しいことを認識していたというべきところ、精神疾患に罹患していたことや、そのために収入がないこと、本件各債券の購入資金の形成経過についてまで認識していたことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、前記3(6)のとおり、金融資産5億円以上、年収が1000万円以上3000万円未満と顧客カードに記載されていることに原告やAが異議を述べていなかったことからすれば、本件各債券の購入により損失を被ったことにつき、上記のとおり原告に過失があることは否定できず、原告の上記主張は採用できない。

6 争点(5)（被告が賠償すべき損害額）について

- (1) 本件各債券の購入によって原告に生じた損害の額は、本件各債券の購入のために支出した額から、本件為替リンク債については、原告が受領した利息及び本件為替リンク債の売却代金を、本件各EB債については、原告が受領した利息及び償還額並びに償還株式の売却代金をそれぞれ控除した額とするのが相当である。
- (2) 原告は、本件為替リンク債を1億円で購入し、^{合計508万円の利息を受領し、}平成22年9月7日に5548万円で売却したため、本件為替リンク債の購入によって原告に生じた損害の額は、3944万円となる。

原告は、本件トヨタEB債を3000万円で購入し、合計72万6000円の利息及び65万2401円の償還金を受領し、償還株式を1171万8973円で売却したため、本件トヨタEB債の購入によって原告に生じた損害の額は、1690万2626円となる。

原告は、本件石川島EB債を2998万8600円で購入し(前記1(5)イ)、合計72万6000円の利息及び15万6000円の償還金を受領し、償還株式を913万2504円で売却したため、本件石川島EB債の購入によって原告に生じた損害の額は、1997万4096円となる。

原告は、本件三井金属EB債を3000万円で購入し、合計76万2000円の利息及び35万5602円の償還金を受領し、償還株式を1139万7912円で売却したため、本件三井金属EB債の購入によって原告に生じた損害の額は、1748万4486円となる。

(3) 以上のとおり、本件各債券の購入による損害は、合計9380万1208円であると認められる。

被告は、原告に対し、過失相殺により、その6割に相当する5628万0724円について、賠償義務がある。

原告が本件訴訟追行のために要した弁護士費用については、事案の内容及び経緯等の諸般の事情に照らし、560万円をもって、相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

7 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、6188万0724円及びこれに対する不法行為の日の後である平成19年7月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容し、原告のその余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第16民事部

裁判長裁判官 森木田 邦 裕

裁判官 長 文 博

裁判官 木戸口 由 佳

